

年金減額(国会に提出中の法律案)

(1)国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(平成24年2月10日提出)

※ 平成24年7月31日に閣議決定した「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案中修正」による修正後のもの。

- [概要](#) [434KB]
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/topics/2012/dl/0829_01_21.pdf
- [要綱](#) [74KB]
- [案文・理由](#) [173KB]
- [新旧対照条文](#) [324KB]

特例水準の解消関係

※ 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分に連動して設定されている。(20年度: 3分の1 21年度~23年度: 2分の1)

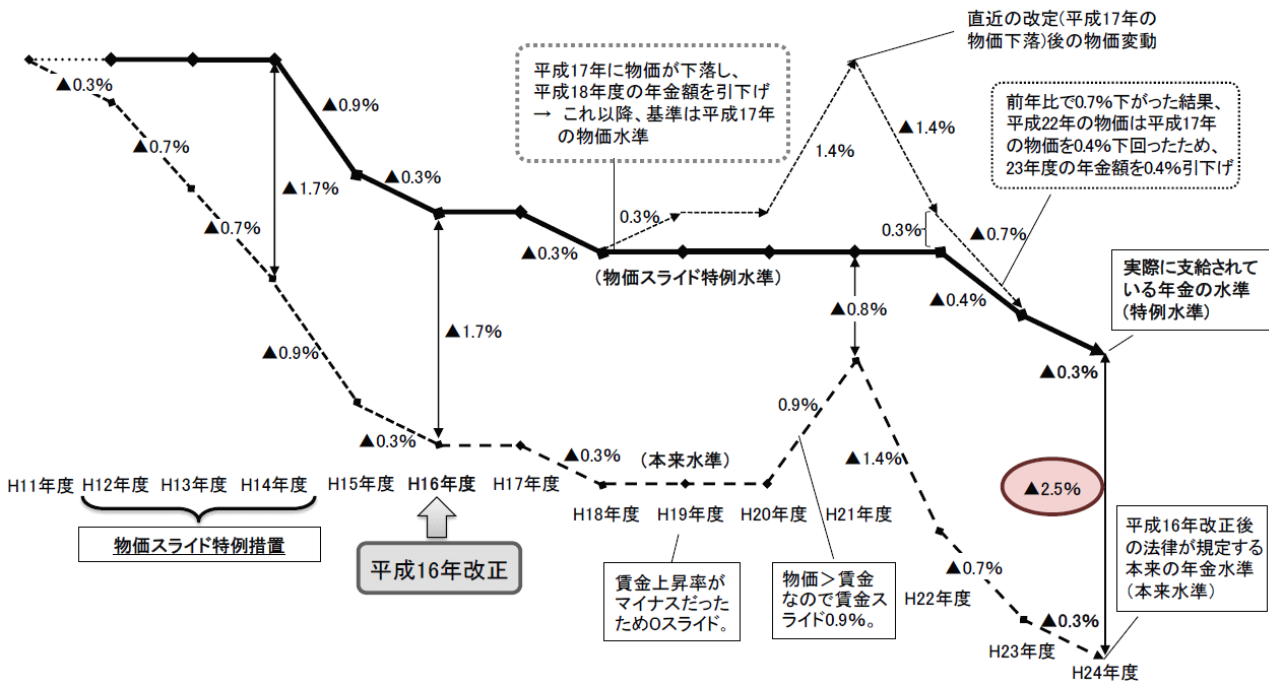
① 世代間公平の観点から、老齢基礎年金等の年金額の特例水準 (2.5%) について、平成24年度から平成26年度までの3年間で解消する。

※ 現在支給されている年金額は、平成11年から13年までの間に、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準 (本来水準) よりも、2.5%高い水準 (特例水準) となっている。

② これまで年金と連動して同じスライド措置が採られてきたひとり親家庭や障害者等の手当の特例水準 (1.7%) についても、平成24年度から平成26年度までの3年間で解消する。

※ 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律 (平成17年法律第9号) の一部改正

○ 現行のスライドの自動調整は、本来水準が特例水準を上回ってから適用することとされており、現在まで、一度も発動したことはない。平成24年度現在、本来水準と特例水準の差は、2.5%に拡大している。

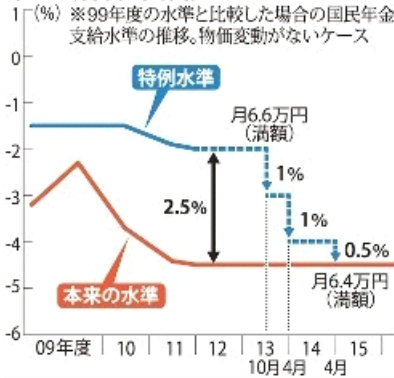


(新聞報道から)

○毎日新聞

年金減額：13年10月から3段階で 民自公3党賛成へ 2012年11月13日

年金の特例水準解消のイメージ



年金の特例水準解消のイメージ

衆院厚生労働委員会は13日の理事懇談会で、本来より2.5%高い年金の特例水準を解消する国民年金法改正案を14日に採決すると決めた。来年10月から15年度までに3段階で減額し、本来水準に戻す。民主、自民、公明3党は賛成する方針で、15日に衆院を通過する。低所得の高齢者に給付金を支給する年金生活者支援給付金法案とともに今国会で成立する見通しとなった。

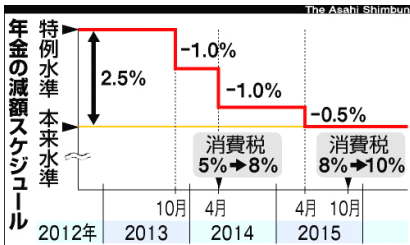
民自公3党は年金を13年10月分と14年4月分からそれぞれ1%引き下げ、15年4月分からは0.5%下げることで合意した。13年10月分から1%下げた後、14年度前半に1%、同後半はさらに0.5%減額する案で調整していたが、年金を1年のうちに2回減らすのを避けることで、減額に慎重だった公明党の賛成を取り付けた。

公的年金は99～01年度、物価下落に合わせて減額する原則を適用しなかったため、本来より2.5%高い。国会には今年10月分から減額する法案が提出されていたが、14日に民主党が修正案を出す。修正により、国民年金1カ月分の満額（今年度6万5541円）は最終的に1675円減り、6万3866円となる。標準的な厚生年金（夫婦2人分、23万940円）は5900円減の22万5040円となる。1カ月分の減額幅は▽来年10月から＝国民年金666円、厚生年金2349円▽14年度＝国民675円、厚生2375円▽15年度＝国民334円、厚生1176円。

一方、低所得層への給付金は、年金を含めた本人の年間所得が約77万円以下の65歳以上の人を対象に15年10月から支給する。支給額には国民年金保険料の納付実績が反映され、40年（480カ月）納めた場合は満額の月5000円。未納1カ月につき480分の1ずつ減る。【鈴木直】

○朝日新聞 2012年11月13日19時12分

年金減額、来年10月から 3党合意、新給付案とセット



年金の減額スケジュール

■特例解消で年金額はどう変わる？

引き下げ幅	国民年金 (満額の場)	厚生年金(夫婦で23万円以上の世帯の場合)
2012年4月	6万5541円 減額幅	23万940円 減額幅
2013年10月 ▲1%	6万4875円 ▲666円	22万8591円 ▲2349円
2014年4月 ▲1%	6万4200円 ▲675円	22万6216円 ▲2375円
2015年4月 ▲0.5%	6万3866円 ▲334円	22万5040円 ▲1176円
	合計▲1675円	合計▲5900円

月額。▲はマイナス。物価変動分を除く。厚生年金は夫が平均的年収で40年間働き、妻がその期間すべて専業主婦だった世帯

特例解消で年金額はどう変わる？

【見市紀世子、長富由希子】過去の物価下落時に特例で据え置かれた年金を本来の水準まで引き下げる国民年金

法等改正案について、民主、自民、公明の3党は13日、来年10月から2015年4月にかけて引き下げることで合意した。これにより、年金引き下げ法案は政府案を修正のうえ、低所得の年金受給者に新たに給付金を支給する法案とともに、今国会で成立する見通しとなった。

同日午前、自民党の厚生労働部会と公明党の常任役員会で、修正案をそれぞれ了承した。

公的年金は物価の変動にあわせて金額を改定するルールがあるが、1999～2001年の物価下落時に政治判断で据え置かれ、本来より2.5%高い水準になっている。これを13年10月に1%、14年4月に1%、15年4月に0.5%の3段階で引き下げ、本来の水準に戻す。

引き下げ額は、国民年金の満額(月額約6万6千円)の人の場合で1、2年目は月約700円、3年目は同約300円、専業主婦のいる厚生年金の世帯(夫妻で月額約23万円)で1、2年目は月約2400円、3年目は同約1200円になる。

当初は今年10月から実施予定だったが、同じ法案に盛り込まれた基礎年金の国庫負担2分の1維持が赤字国債の発行法案の審議とセットにされたため、継続審議になっていた。

赤字国債の発行法案が動き出し、厚生労働省は来年4月からの引き下げを目指していたが、引き下げに慎重な公明党などに配慮し、実施時期を来年の参院選後の来年10月に先延ばしするとともに、公明党が積極的な年金生活者向けの給付金法案とセットで審議することで折り合った。

○しんぶん赤旗 2012年11月14日(水)

民主・自民・公明「年金2.5%減」で合意 来年10月から きょう衆院委採決狙う

民主、自民、公明3党は13日、年金水準を3年間で2.5%削減する法案の施行日を政府案より1年延ばし来年10月1日とする修正で合意しました。14日の衆院厚生労働委員会で、たった1日、数時間の審議で採決し、15日の本会議で衆院を通過させ、今国会での成立を狙っています。

同法案は、先の通常国会に提出されましたが、まったく審議されないまま継続審議になっていました。13日の衆院厚生労働の理事会で日本共産党の高橋ちづ子議員は、国民の暮らしにかかわる重大法案をまともな審議なく通すことは認められないと批判しました。

年金額は消費者物価に連動して調整することになっています。ただし、2000年度から3年間は、物価が下がった際に、高齢者の生活実態と経済への悪影響に配慮してすえおかれまして。

その分、年金額が本来より高い「特例水準」にあるとして、修正案では給付額を13年10月に1%、14年4月に1%、15年4月に0.5%引き下げるとしています。ひとり親家庭や障害者への手当も、「特例水準の解消」として3年間で1.7%下げようとしています。

この間、すでに物価スライドによって、年金額は10年間で2.2%減っています。民自公3党は、削減の開始時期を総選挙や来年の参院選挙後に延ばし、国民の怒りをそらそうとしています。